

平成26年6月5日  
一般社団法人日本電線工業会

競争法コンプライアンス指針における報告先及び通報先について

一般社団法人日本電線工業会の「競争法コンプライアンス指針」の各項に指定されている報告先及び通報先は以下の通りとする。

1. 指針の【3】-1-3), 【3】-4-2), 【3】-5-2), 【4】-3) の各項に指定されている報告先は以下の通りとする。

電線工業会事務局総務部：

主担当：総務部長 弓削一郎（ゆげ いちろう）

副担当：担当課長 寺崎和子（てらさき かずこ）

（ 03-3542-6031, [admi\\_6031@jcma.jp](mailto:admi_6031@jcma.jp) ）

2. 指針の【8】項に指定されている通報先は以下の通りとする。

弁護士 玉木昭久（たまき あきひさ）先生

（ 03-5220-1870, [akihisa.tamaki@mhmjapan.com](mailto:akihisa.tamaki@mhmjapan.com) ）

3. 適用（1. 2. 共通）

平成26年6月5日より適用（変更の通知があるまで有効）

以上